⑬　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

| 区分 | | 報酬又は給与 | | 退職給付 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | 常勤 | (101,369)<br>101,369 | 7<br>7 | (0)<br>0 | 0<br>0 |
| | 非常勤 | (0)<br>1,200 | 0<br>1 | (0)<br>0 | 0<br>0 |
| | 計 | (101,369)<br>102,569 | 7<br>8 | (0)<br>0 | 0<br>0 |
| 教職員 | 常勤 | (11,874,807)<br>12,285,264 | 1,636<br>1,690 | (1,093,244)<br>1,102,762 | 111<br>127 |
| | 非常勤 | (0)<br>2,411,190 | 0<br>1,320 | (0)<br>9,332 | 0<br>105 |
| | 計 | (11,874,807)<br>14,696,454 | 1,636<br>3,010 | (1,093,244)<br>1,112,095 | 111<br>232 |
| 合計 | 常勤 | (11,976,176)<br>12,386,633 | 1,643<br>1,697 | (1,093,244)<br>1,102,762 | 111<br>127 |
| | 非常勤 | (0)<br>2,412,390 | 0<br>1,321 | (0)<br>9,332 | 0<br>105 |
| | 計 | (11,976,176)<br>14,799,023 | 1,643<br>3,018 | (1,093,244)<br>1,112,095 | 111<br>232 |

（注１）　役員に対する報酬等の支給の基準の概要

役員に対する報酬等については、「国立大学法人三重大学役員給与規程」に基づき支給。

役員に対する退職手当については、「国立大学法人三重大学役員退職手当規程」に基づき支給。

（注２）　教職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要

教職員に対する給与については、「国立大学法人三重大学職員給与規程」、「国立大学法人三重大学年俸制適用職員給与規定」、「国立大学法人三重大学非常勤職員の給与に関する規定」及び「国立大学法人三重大学外国人教師等に関する規程」に基づき支給。

教職員に対する退職手当については、「国立大学法人三重大学職員退職手当規程」及び「国立大学法人三重大学外国人教師等退職手当支給規程」に基づき支給。

（注３）　教職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載。

（注４）　人件費の定義は、国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」(以下、「ガイドライン」という。)による。

常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことである。

非常勤職員とは常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

（注５）　「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」(平成16年６月３日付人事課長　16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を内数にて（　）書きにて記載している。

（注６）　本表の支給額合計には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費額は含まれていない。

（注７）　本表の支給額合計には、賞与引当金繰入相当額、退職給付引当金繰入額、法定福利費は含まれていない。